

自立支援医療（更生医療）のご案内

◇更生医療とは

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

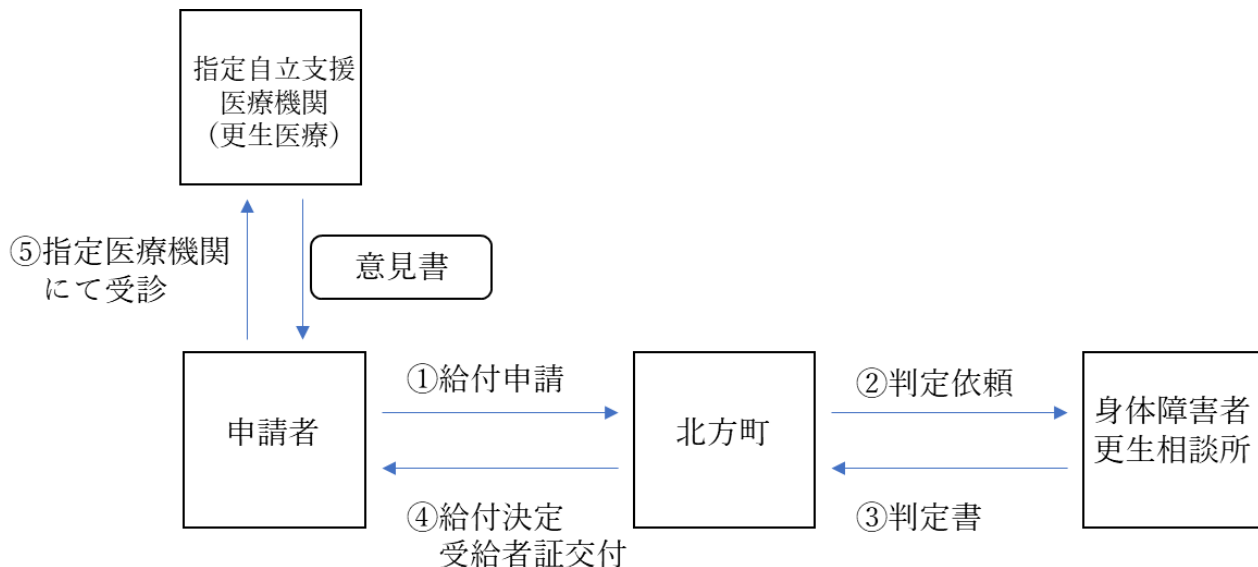
一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、世帯の課税状況に応じて「月額自己負担上限額」が定められます。

※自立支援医療という世帯とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。一緒に住んでいる家族でも、違う医療保険に入っている場合、ここでは別の世帯として扱います。

◇更生医療の対象となる医療の例

- ①肢体不自由 動かなくなった関節を再び動かせるようにする関節形成術など
- ②目（視覚） 角膜混濁による視力の低下を防ぐ角膜移植術、瞳孔閉鎖に対する手術など
- ③耳（聴覚） 外耳性難聴に対する形成術など
- ④音声・言語 唇顎口蓋裂に対する口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療など
- ⑤心臓 弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー植込術など
- ⑥腎臓 慢性腎不全症に対する人工透析療法、腎移植術など
- ⑦肝臓 肝臓移植術（抗免疫療法を含む）など
- ⑧小腸 小腸切除等により行われる中心静脈栄養法など
- ⑨免疫 抗HIV療法など
- ⑩その他の内臓機能障がい、先天性の内臓機能障がいなど

◇申請の流れ



◇申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）
- ・ 身体障害者手帳の写し
- ・ 世帯全員分の健康保険証の写し
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 自立支援医療（更生医療）意見書 ※指定医療機関の医師の書いたもの
- ・ 同意書（市区町村民税等調査に関するもの）
- ・ 世帯に属するものの課税証明書（ただし、同意書（市区町村民税等調査に関するもの）の提出がある場合は必要ありません。北方町に税情報がない方は当該年度の課税証明書が必要です。）
- ・ 障害年金等を受給している場合は、振込通知書等